

令和2年5月29日

小野社会保険労務士事務所 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

令和2年6月1日から令和7年5月31日

2、内容

目標1 育児休業をしている社員の職業能力向上を情報提供等により図る。

令和2年6月～ 職業能力向上の為の体制について検討開始。

令和4年10月～ 能力向上の為の情報誌を作成する。

目標2 多様な働き方の選択を拡大するために短時間勤務や隔日勤務の導入

令和5年8月～ 制度の内容について検討開始。

令和6年10月～ 全体会議にて周知する。